

11. 特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑

【飛鳥晴山苑の理念】

【平成31年度の重点課題】

【平成31年度部門別事業計画】

1. 特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑

2. ショートステイサービス飛鳥晴山苑

<看護部・医務室>

<栄養管理課>

<機能訓練室>

3. デイサービスセンターあすか

4. 介護予防型リハビリディあすか

5. ケアパートナーあすか

6. 訪問看護ステーション飛鳥晴山苑

【コンプライアンス活動計画】

【職員の健康管理】

【修繕計画】

【防災計画】

【資金収支予算書】

2019(平成31年)年度

事業計画

※平成31年度は新元号の1年(元年)と読み替えること。

飛鳥晴山苑

特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑

ショートステイサービス飛鳥晴山苑(介護予防含む)

デイサービスセンターあすか(介護予防含む)

認知症対応型デイサービスセンターあすか(介護予防含む)

ケアパートナーあすか

訪問看護ステーション飛鳥晴山苑

飛鳥晴山苑の理念

☆ご利用者の主体性を尊重し、ご利用者が生きがいをもって生活できるよう、ご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

☆地域の社会資源として、地域と共に歩み、地域住民に愛される施設を目指します。

☆安全と安心をモットーに、信頼されるサービスを目指し、職員研修を通じ積極的に学び、サービスの向上に励みます。

昨年度（2018年度・平成30年度）は期後半にいたって、特養入所者のインフルエンザ罹患が多数に上り、その結果12月、1月には新規入所の調整を余儀なくされた等により、1月の稼働率は90%を切るほどの落ち込みとなり、年度の事業活動収入は2017年度(平成29年度)比微減（0.2%減の見込み）となった。

この状況を引き継ぐ新年度（2019年・平成31年度）は苦しいスタートとなるが、①特養の稼働率96%以上の確保 ②在宅部門稼働率の高位安定 ③介護予防事業の更なる強化 ④特養部門での「オムツゼロ」、「虐待の芽チェック」の推進 ⑤部門別原価管理の徹底化 ⑥外国人を含め幅広い介護職員の採用 ⑦一般型デイサービスの運営時間の検討——に注力することで、安定した収支構造と質の高い介護現場の構築を目指す。

また、2019年度から給食の委託事業者が新しくなり、「おいしくて、安全な食事の提供」に一層の力を注ぐ。

<2019年(平成31年)度の重点課題>

I. 「自立支援=オムツゼロ」をめざして

飛鳥晴山苑では数年来、入所者の自立支援の中心軸に「オムツゼロ」を掲げてきた。若くして障害を負った方であれ、ご高齢の方であれ、オムツをする生活を余儀なくされることはほど、当事者を打ちのめし、生きる意欲をそぎ、自立の妨げになることはない。尊厳を傷つけることはない。そのように考えて取り組み始めた「オムツゼロ」運動だが、飛鳥晴山苑に入所される方のほとんどは、オムツをされた状態で来苑される。しかも平均年齢88歳、平均要介護度は4.0。多くの困難が予想されて「オムツゼロ」に向かってスタートした

のは 2013 年（平成 25 年）の 4 月。入所者 152 名のうち 95% の方が日中の時間帯、オムツ着用し、排泄のタイミングで職員の手によってオムツを交換される毎日であった。便秘の方への下剤投与をひかえ、食物繊維や水分の摂取を増やし（目標としたのは食事で摂取できる水分を除いて 1 日 1500cc）、トイレまで体を移動できる力（歩行）の確保等、介護職員を中心に看護、機能訓練、栄養、相談員等、多職種が連携しての大プロジェクトであった。その結果、日中の時間帯のオムツ着用率は、2013 年（平成 25 年）4 月の 95% から 1 年後の平成 26 年 12 月には 55% にまで減少、さらには 2015 年（平成 27 年）12 月に 37%、平成 28 年 11 月には 24%、平成 29 年 10 月 23%、2019 年（平成 31 年）1 月には 19%、になるなど、大きく改善されてきた。この進展に呼応するかのように、入所者の平均要介護度は 2012 年（平成 24 年）度 4.3 であったものが、平成 25 年度 4.2、平成 26 年度 4.1 へ、そして直近の 2018 年（平成 30 年）度の上半期には 4.0 にまで改善されてきている。平成 27 年度から特養入所者の入所条件が厳しくなり（要介護度 3 以上）、しかも、新規入所者のうち、70% 以上の方が要介護度 4 以上という厳しい条件の中で運営している飛鳥晴山苑にあって、平均要介護度は少しずつ改善されているという事実は、自立支援＝日中のオムツ着用率ゼロ運動の成果の指標として特筆できる。2019 年度も、自立支援や排泄介助技術研修等を強化し、おむつゼロ＝高齢者の尊厳ある暮らし ⇒ 要介護度の改善 ⇒ 介護職員にかかる介護負担の軽減を目指してゆきたい。また、ショートステイ部門でも自立支援につながる機能訓練強化型ショートステイをさらに進展させること、併設されている高齢者あんしんセンター（包括支援センター）と連携して、北区近隣の“今は元気な”高齢者への介護予防支援（ひだまりフィットネス等）を強化する。

III. 医療・介護との連携強化

飛鳥晴山苑（高齢）では北区医師会のご協力のもと、内科医 3 名、精神科医 1 名の配置医により、特養 152 名、ショートステイ 20 名の入所者の健康管理をおこなってきた。2018 年度は後半にいたって、インフルエンザの罹患者が多発し、感染の拡大防止に多くの困難がともなった。2019 年度には、医療・介護の連携を密にし、インフルエンザはもとより、様々な感染症予防に一層の力を注ぐ。また、看取り体制を強化し、医療依存度の高い方の積極的な受け入れ、入院者数の削減等にも注力したい。

IV. 地域に貢献できる施設を目指して

2018 年度は飛鳥晴山苑の開きスペースを利用して、近隣で暮らす自立高齢者のための体操教室等を実施するなど、ささやかながら社会貢献の事業にも力を注いだ。2019 年度は当該教室への参加者を増やすなど、一層の発展を目指す。

V. 部門別原価管理手法を活用し、革新的で付加価値の高い高齢者施設を目指す。

同手法の実施も 5 年が経過し、それぞれの小さな部門（特養であればフロアごと）での収益とコストを管理し、職員の労働付加価値の「見える化」をしたことで、職員一人ひとりが自身の仕事を評価し、改善点を議論することが習慣化。その成果の一つが、オムツコストの削減効果。オムツの費用は数年前に比べて、毎年度 300 万円ほど削減されているが、これはおむつゼロ運動と連動した原価管理手法を粘り強く実施した結果だと考えている。

また、最新の AI 機器を活用して事業の ICT 化を進め、データに基づく効率的な介護現場を構築し、介護職員の負担の軽減を図る。

VI. 介護保険法を始めとする、各種法令にのっとった運営を行う。

介護保険法に基づく運営を行うことはもとより、法人本部の指示のもと、各種法令の改定等に速やかに対応する。

《特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑》

I. ご利用者処遇に関する計画

- 夜間の時間帯、喀痰吸引の出来る介護職員を配置し、看取り体制の強化を図るなど、医療体制の充実をはかる。
- 地域の需要に応え、96%前後の稼働率確保を目指す。
 - ・退所⇒新規入所の空床期間を可能な限り短縮する。
胃瘻増設者を常時、定員の10%前後受け入れることのできる施設を目指す。
 - ・入院期間が長くならない様に、入院先病院・当施設看護・医務室と連携を密にする。
- 介護職員のケアプランへのかかわりを拡大、強化する。
 - ・ケアサービスの根幹であるケアマネジメントを充実させ、ご入居者個々の意志と自己決定を最大限尊重した個別ケアを実現する。
介護・看護・各種加算との整合性の取れた介護計画
- リスクマネジメントを強化する。
 - ・事故対応や苦情対応の記録及びリスクマネジメントの強化。
 - ・事故の際のご家族・行政への情報のスムーズな開示。
 - ・コンプライアンスの遵守。
- ご入居者個々の人間性を尊重し、自立支援につながる介護=おむつゼロに取り組む。
 - ・ユニットケアの特性を活かし、ご入居者個々の意志と自己決定を最大限尊重した（個別ケア）を実現できるケアサービスを提供していく。
 - ・ご入居者個々の個性や生活のリズムに沿い、また他のご入居者との人間関係を築きながら日常生活をより充実したものと感じていただけるよう支援する。
 - ・ご入居者、ご家族、職員とのつながりを今後も深め信頼関係をより一層築き上げる（家族懇談会の開催）。
 - ・おむつゼロに取り組む前提として、生活リハビリの強化、水分摂取の見直し、下剤を使わない排便コントロールに注力
 - ・歩行訓練を強化し、残存能力が活かされるようご入居者個々に応じたリハビリーションの提供を行う。
- 数年前から行ってきた「虐待の芽」チェックリストが大きな効果を発揮していることが評価できる。今後も、このチェックリストを継続し、どの項目でも「芽」が事前に摘み取られることを期待したい。いづれにしても、ご入所者・ご家族が安心して生活できる豊かな介護空間の創出に力を注ぐ。
- ご入居者個々の生活の継続性を維持できる生活環境を提供する。
 - ・個室を中心とする居住環境の利便性と充実性を活かし、生き生きとした時間が送れるよう支援する。
 - ・個別的なライフスタイルを尊重し、個々の興味に沿った活動の支援を行う。
 - ・様々な交流（地域の児童、幼児等との交流会、多様なボランティア、イベント等の企画等）を体験し、施設・ユニットを超えた社会関係を築き上げる。
 - ・年間行事を通じ、ご入居者、ご家族、職員との連携を築き、ともに寄り添う社会生活をつくり上げていくよう支援する。
- ボランティアの受入、協力体制を強化する。

II. 職員体制・処遇に関する計画

- <特養の入件費率は60数パーセント、介護・看護職員比率1.8対1体制を堅持>

特養の介護職員（常勤換算）を 77 名とする（1 ユニットに常勤介護職員を基本 4.5 名配置し、16 ユニットで計 72 名。加えてフロアリーダー常勤 4 名、介護長常勤 1 名の総計 77 名。採用難の続く看護師については常勤換算 6 名の確保を基本とし、原則都市、看護・介護 1.8 対 1 体制を維持したい。

その他、非常勤の生活支援員・洗濯・清掃職員等を配置。

- 認定特定行為業務従事者（喀痰吸引等）認定研修受講を進める。
- 介護職員処遇改善加算を資格、力量、介護現場安定化への貢献度等を踏まえて適正配分する。
- 介護職員の腰痛を防止するための施策を具体化する。（ノー・リフティング文化の構築）
- 空床が出た場合のショートステイ利用の速やかな対応に注力する。
- 技能実習生、在留資格介護取得者等、海外から介護職員の受け入れを進める。

III. 施設整備に関する計画

- 最新の AI 機器を導入し、特養現場の ICT 化を進めることで、居室内で安全・見守りの強化を図り、合わせて介護職員の業務負担の軽減化を図る。職員の腰痛予防につながる最新の機器を導入する。
- 2018 年度、特養の廊下スペースを、様々な意匠を凝らした憩いのスペースを作ってきたが、この試みをさらに推進する。
- 修繕計画

外構部の植栽を整備する。電気使用量を節約するための LED 導入等を検討する。電気とガスを組み合わせた省エネハイブリッド施設を検討する。大規模修繕や施設・設備の経年劣化に備える。

IV. 年間行事計画・研修計画

<方針>

- ①おむつゼロに取り組む。
- ②看取りケア研修を進める。
- ③認知症ケアの専門性を高める。
- ④高齢者の特性についての認識を深める。
- ⑤接遇マナーを共有化する。
- ⑥喀痰吸引等のケア研修を進める。
- ⑦ユニットケアについての共通認識を深める。
- ⑧実習指導を積極的に進める。
- ⑨衛生管理を徹底する。
- ⑩部門別の原価管理を推進する。

月	行事計画	研修計画
4月		感染対策委員会（毎月） 身体拘束廃止委員会（毎月） 事故防止対策委員会
5月	端午の節句	医療的ケア安全委員会
6月	家族懇談会	褥瘡対策委員会 事故防止対策委員会
7月	七夕	医療的ケア安全委員会
8月	納涼祭	事故防止対策委員会
9月	敬老会・防災訓練	褥瘡対策委員会 医療的ケア安全委員会
10月		事故防止対策委員会

11月		医療的ケア安全委員会
12月	防災訓練・クリスマス	褥瘡対策委員会 事故防止対策委員会
1月	元旦新年祝い	医療的ケア安全委員会
2月	節分	事故防止対策委員会
3月	雛祭り・防災訓練	褥瘡対策委員会 医療的ケア安全委員会

※その他、介護力向上委員会・防火管理委員会・衛生委員会を毎月開催する。

研修においては外部研修を随時、内部研修においては後日、年間計画を立案し実施する。

V. 相談員室

●稼働率の高位安定と加算等取得による収益の増をめざして

2018年度は3月～4月、及び10月～11月の2回に渡って「日常生活継続支援加算」取得のための入所調整を行った。その結果、年間の稼働率は当初の目標とした96%を下回る約94%となってしまった。その背景としては、北区内特養施設のベッド数、及び同加算を目指す施設の増加に伴い、重介護の入所希望者が相対的に減少しているという現実がある。飛鳥晴山苑としては、新年度「日常生活継続支援加算」取得の稼働率ディレーラインは92%、その下位加算である「サービス提供体制加算」の取得に変更する場合は、96%以上の稼働率確保を目安とし、その他の加算取得を含めて収益の増を図ってゆきたい。

●ご利用者処遇に関する計画

- 1 地域の需要に応え、定員172名(ショートステイを含む)の稼働率向上(目標値96%)に力を尽くす。
 - 2 空床発生時の対応
 - ・空床発生時には、ショートステイご利用者を積極的に受け入れる。
 - ・入所申込者の状態把握(実調)を、空床の有無を問わず、毎月3件実施。空床発生から2週間を目安に、新規の受け入れを行う(対処状況により、3件以上実施することもあり)
 - 3 多職種連携による加算の強化
 - ・職種、部署、職員間の共通理解を形成し、多職種共同によるサービスを提供し、平成30年度以降の介護加算に対応する。
 - ・施設サービス計画及び栄養ケア計画、個別機能訓練計画等、多職種共同によるカンファレンス(アセスメント、モニタリング)の充実
 - 4 事故・ヒヤリハット対策
 - ・重大事故ゼロを目指すために、事故・ヒヤリの分析を行う。また、事故が発生した場合は、その都度、検討会を開催する。防止対策事項には事故防止対策委員会で、苑全体の対策として周知を図る。対策を明確にすることで、同じ原因の事故を減少させる。
 - 5 褥瘡対策
 - ・平成30年度より、褥瘡予防への加算が新設されるため、その発生予防を医務室、栄養課、リハビリ担当者、介護職員、ケアマネ、相談員が一体となって取り組む。
 - 6 身体拘束
 - ・身体拘束「ゼロ」を継続する。
 - ・スピーチロック等への問題意識を高める。
 - ・すべての部門で、高齢者虐待に繋がるケアの萌芽を繊細にチェックする。
 - 7 職員のメンタルケアを含め、適切な介護が行える環境・システム作りを充実させる。

8 苦情対策

- ・苦情申し立てがあった場合には、第三者委員会のご判断を仰ぎながら、速やかに対応する。
- ・苦情について、苑全体で共有し、再発防止に努める。

9 協力病院との連携を密にして、7日以上入院者に対する決め細やかな対応を図る。

10 長期入院者、契約終了者による空床の迅速・スムーズなショートステイ利用の促進 (空床利用目標 600名)

●相談室業務体制

特養・ショートステイ合わせて相談員を4名、ケアマネを2名配置し、互いの連携を緊密にして、特養空床利用を円滑に進める。

ケアプラン作成における、介護職の役割を拡大、強化する。

●コンプライアンスを遵守できる体制の整備

法令・条例・通知等についての研修、就業規則等の掲示の確認

《ショートステイサービス飛鳥晴山苑》

I. 課題と計画

2018年度、ショートステイ専用の20床の稼働率は約104%にとどまった。2年前までは115%をも越える稼働率をキープしており、その数字を前提に職員配置等が計画されていることを考えれば、現状の稼働率は大変に物足りない。2019年度にはこの稼働率目標を110%とする。そのためには、①空床情報の関係機関への常時・迅速な発信 ②緊急ショートステイの積極的な受け入れ ③医療依存度の高い利用者の積極的な受け入れ ④新規ご利用者のリピート率を上げるために、初回ご利用後にケアマネージャーとの連絡を密にし、具体的なニーズを確認する等、次回のご利用につなげる努力をすること ⑤レクリエーションの充実 ⑥特養空室の積極的な活用 ⑦機能訓練強化型ショートステイご利用者の増加を図る——などに力を注ぎたい。

II. ご利用者処遇に関する計画

●ご入居者個々の人間性を尊重したケアサービスの提供

ご入居者個々の人間性をより深く理解することにより、満足度の高いケアサービスを提供するよう心がける。

- ・ご入居者に寄り添い、共に生活していく『ユニットケア』を実践する。
- ・ご家族とのつながりを重視したケア体制作りを行う
- ・食事・入浴・睡眠等、個々の生活慣習・嗜好を尊重し満足のいく生活の支援を行う。
- ・ご入居者一人一人に応じた多様なリハビリテーション・レクリエーション活動を提供する。

●いきいきとした毎日を送るための生活環境の提供

ご入居者が、『張り合いのある生活』『満足の得られる生活』を送ることを最優先とした対応を心がける。

- ・日々の日常生活の中での生きがい作り・生きがい活動の支援を行う。
- ・多様な交流の場、魅力あるイベント等の企画など、楽しみの機会の提供を行う。
- ・自立支援につながる機能訓練強化型ショートステイをさらに進展させる。

●北区との連携を強化し、緊急ショートステイ、迷子老人保護等も積極的に受け入れる。

III. 職員処遇に関する計画

特養の項参照

IV. 施設整備に関する計画

特養の項参照

V. 修繕計画

特養の項参照

VI. 具体的行事計画・研修計画

特養の項参照

VII. 相談員室

●ご利用者処遇に関する計画

1. 地域の需要に応え、特養空床の利用促進（27年度比50%増）のために、特養相談員、地域のケアマネ事務所との連携を密にする。
2. 胃瘻造設の方等、医療依存度の高いご利用者も積極的に受け入れる（全ご利用者の1割程度）。

<看護部・医務室>

I. ご利用者処遇に関する計画（健康管理）

1. 自立支援のための具体的な役割の明確化とその目標の設定

- ①ユニットより下剤調整の依頼を受けた場合、配置医に報告、円滑に処方の調整を図る。
- ②自立支援が効果的なご利用者を選定し、モデルケースとなれるよう介護職員と密接に協力する。

2. 入所面接のための聞き取り調査

- ①本人およびご家族（キーパーソンまたは後見人）と事前面接を行い記録作成。
- ②面接時の報告・記録に基づき、カンファレンスを行う。
- ③ご利用者個別の健康管理に関する基本項目の抽出と確認。

3. 入所後、一週間の健康状態の観察と把握

- ①身体的・精神的な変化はないか。施設生活に順応できているかを確かめる。
- ②不適応状態があれば、医師および関係者間（家族および相談員・ケアマネージャー・介護職員等）で意見交換し対処方法を考える。

4. 介護職と連携して医療依存度の高い方を安定的に受け入れる体制の整備（胃瘻造設者を定員の10%・15名程度の受入）及び看取りの積極的な推進に力を注ぐ。

5. 日々の生活への健康管理

- ①各階担当看護師は当日ご利用者の心身状況を観察・把握しケアワーカーと協働してケアを行う。問題状況があれば上司へ報告し必要な対処をする。
- ②遅番の担当看護師は、各階を巡回しケアワーカーからご利用者の健康状況情報を受け対処する（遅番業務の見直しを検討する）。
- ③インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の拡大阻止に最善をつくす。
- ④看取り加算への連携強化を図る。

6. 定期健康診査の実施

- ①一般健康診断（年1回）：業者委託し、実施（10月～11月頃）
- ②歯科訪問健診（年1回）：滝野川歯科医師会よりご利用者全員診査（10月～11月頃）

7. インフルエンザ予防接種の施行

- ①季節性インフルエンザ予防接種（10月～11月頃）

②タミフル等インフルエンザ薬の予防的処方を検討する。

③その他（必要時）

8. 日常生活健康維持の援助

①高齢者の健康管理について、全般的な方策を立て実践する。

②ケアワーカーおよびその他関連部門と連携して、日常の保健衛生および運動・生活動作・リハビリなど個々に適した指導および援助をする。

9. 繼続する既往疾患、慢性疾患症状の看護

①担当医師の指示による身体機能障害等を補完する医療用具を用いたケアの見直し、服薬と副作用等の注意（嘱託医による定期診療の介助、服薬管理）

②疾患の経過観察および異常兆候の観察

③必要時、受診の手配と対応

*緊急時は、緊急対応マニュアル（参照）に沿って対処する。

II. 感染症発生時の対応（マニュアル参照）

III. 教育・研修に関する企画と実施および苑外研修への参加

<栄養管理課>

I. ご利用者のための栄養ケアマネジメント

1. 特養の栄養マネジメント・療養食加算、ショートステイの療養食加算、通所介護事業所の栄養改善サービス加算等加算体制への正確な対応。

2. 自立支援＝おむつゼロ運動に資する栄養管理・水分摂取策の緻密化

3. 常食化推進の検討(可能な限り自分の口で、普通食を)

4. ノロウイルス等、食の安全性への信頼性の向上・強化。とりわけ、給食委託業者との衛生管理を徹底する。

5. 献立のマンネリ化を防ぐ。

6. 経口維持のためのサービス、療養食の見直しを進める。

7. 2019年度4月から新しい給食委託会社との契約がスタートするが、①給食という範疇での個別対応 ②併設の障害施設も視野に入れた対象年代にあった食事の提供一を基本として相互の協力・連携を深めてゆく。

8. デイサービス等ご利用者へのお持ち帰りお弁当サービスの可能性を検討する。

9. 開設11年を経て、老朽化が進む厨房機器・配膳車等の買い替えの検討。

II. ご利用者に喜ばれる食事の提供に努める。

晴山会他事業所との連絡・連携の強化、隨時メニュー、食材の検討、食事の改善についてのご利用者の要望を委託業者に伝達し、早期に改善できる体制作りに努める。

III. 給食管理

①行事食の実施（予定表：別紙参照）

②献立確認

③給食会議の実施

特別養護老人ホーム：第2水曜日

就労・生活支援センター：第3月曜日

④検食の実施

⑤委託会社との食事提供向上の為の会議の実施

⑥厨房管理（設備・道具等）

IV. お誕生日ケーキの提供

V. 食事箋・正確な食数管理

VI. 嗜好品管理

<機能訓練室>

I. 自立支援＝おむつゼロ運動への積極的なかわり。

残存能力を活かし、ご本人らしく楽しく過ごせるように支援する。評価、福祉用具の検討などを実施し、介護職員との連携を強めて、日常生活の改善に努める。

II. 内部研修の充実、外部研修への積極的な参加

救急救命・腰痛予防の内部研修の充実を図る。外部研修の参加により、知識、技術を獲得し、ご利用者のADL,QOLの改善に努める。

III. シーティング、ポジショニングの検討を進め、ノーリフティング介護への支援 スライディングボード、シート、ポジショニング用クッション、車椅子など不足の備品等の整備し、介護職と協力して、ノーリフティング介護を進める。

IV. リハビリ強化型ショートステイへの協力

ショートステイ相談員・機能訓練実施者と密接に連携し、リハビリ強化型利用者の拡大を図る。

《デイサービスセンターあすか》

一般型、認知症対応型

I. ご利用者処遇に関する計画

【運営面】

●認知症予防、自立支援に重点を置き、レクリエーションの充実、個別機能訓練などに特化したデイサービスを目指す。

●サービス提供時間の見直し。

・現状の7-8時間・5-6時間サービスを提供しているが、①短時間（5-6時間）サービスが増加傾向にあること ②7-8時間は、前後の送迎時間も含めると職員の通常の勤務時間に泊まらず、会議等の時間も確保しにくい―― 等の問題があり、様々な支障があるため、次回の介護報酬改定に合わせて6-7時間サービスへの集約を検討する。

●柔軟な受け入れ態勢

・営業力を強化し、入浴、機能訓練等、ご利用者のご希望にかなうサービスの充実を図る。

・介護度、医療依存度の高い方を積極的に受け入れる。

●稼働率の向上

・2018年度(平成30年度)、一般型の利用者数は2017年度比で16%の増となったが、この勢いを2019年度にも持続させるため登録人数を各曜日50名超、利用者マックス45名を目標とする。

・認知症対応型も、昨年度(平成30年度)利用者数を大きく上伸させた(平成29年度比38%増)が、この勢いを持続させる。

・上記の目標達成のために、レクリエーションのバリエーション増加やボランティアの充実をはかる。

・飛鳥晴山苑のホームページに空き状況の掲載や居宅介護支援事業所への営業活動を強化する。特に、認知症対応型はブログ、地域の居宅介護支援事業所、デイネット、北

区高齢福祉課担当窓口等と緊密な連携を図り、ホームページの事業所案内等積極的にPRに努める。

- 特色あるメニュー、魅力のあるサービスの充実を図る。
- 認知機能の改善につながる癒しの空間演出を検討する（テラスの緑化、小動物の飼育等）。

【個別面】

- ご利用者個々の人間性をより深く理解・尊重することにより、満足度の高いケアサービスを提供するよう心がける。
*モニタリング・アセスメントの充実・情報共有のシステム化
- 適切なタイミング、内容のケアを行うことにより、ご利用者の安全を図り、より深い信頼を得られるようにする。
- 食事・入浴・排泄等、個々の生活慣習・嗜好を尊重し満足のいく生活の支援を行う
*職員介護技術・洞察力・折衝力等、向上のため各種研修・マニュアルの改善・作成
- ご利用者個々に応じた多様なレクリエーション、交流の場、魅力あるイベント等の企画など、楽しみの機会の提供を行う
*定期的にクリエイティブな企画運営会議の開催
- 褥瘡、胃瘻、インスリン注射等、医療依存度の高い方の積極的な受け入れを図る。

II. 職員処遇に関する計画

1. 職員のスキルアップを計るため苑内・苑外研修を強化する。
2. 電子媒体システム（ほのぼの、送迎ソフト）の活用を進める
3. 職員間における各種情報の周知を徹底することにより、チームとして、よりまとまったケアを行い、サービスの質を向上させる。

《介護予防型リハビリディあすか》

I. ご利用者処遇に関する計画

運動器機能向上に特化したデイサービスとして特徴を生かし、運動器、口腔機能、生活機能の維持・向上のための目標に沿った計画的な運動プログラムを立案、実施し、今後も専門性の高い事業所としてサービスを提供する。昨年度には（平成30年度）には長年使用してきたトレーニングマシンの多くを最新機器に変える等、トレーニング効果と意欲の向上を図った。2019年度も引き続き『楽しくて、ためになる』デイサービスを目指し、近隣住民の介護予防への意欲の高さ、ニーズの高さにも対応することで、更なる利用者数の安定化、稼働率のアップにつなげていく。

2019年度、併設の各在宅部門、訪問部門との連携の強化を図ることで、総合的な介護保険施設である飛鳥晴山苑が持つ「各種サービスへの入り口」としての役割を担うこと、また逆に、介護保険利用対象の前段階となる事業である、おたっしゃ筋力アップ体操教室」「元気アップマントレーニング教室」及び当該事業を卒業した方のための介護予防自主活動（「ひだまりフィットネス」等）の支援にも協力するなど、介護保険制度の「外側への広がり」を感じさせる事業所でもありたいと考えている。

II. 運営上の課題

延べご利用者数は平成26年度約5946名、27年度7877名、28年度9634名、29年度1万1240名へと右肩上がりで上昇してきた。しかし、総合支援事業への移行が本格化した昨年度（平成30年度）は1万1100名（推定）になるなど、一服の感がある。今後も

この傾向が続くことが予想されるなか、収益増を図るために、新規ご利用者の確保はもとより、各種加算の取得（2019年度4月から事業所評価加算を取得予定）、リハビリ特化型ショートステイ事業への協力体制の強化、介護予防を軸にした保険外サービスの可能性の検討など多様な事業運営を視野に入れる。

III. 職員待遇に関する計画

介護予防運動指導員資格取得、健康運動指導士の育成に注力し、苑内研修、外部研修に積極的に参加する等、職員のスキルアップを図ることで、トレーニング効果の向上と運動機能向上という明確な目的意識を持ったデイサービスの実現を外部にアピールする。また、ご利用者の参加意識を高めるプログラムの提供に努める。

《ケアパートナーあすか》

I. ご利用者待遇に関する計画

- ・ご利用者一人ひとりが自宅での自立した生活が送れるよう配慮したケアプラン作成に努める。
- ・介護度の重い方、医療面でのサポートを必要な方の受け入れに配慮する。
- ・介護予防につながるプラン作成に努める（介護給付対象者の受け入れ）。
- ・ケアマネ 3名それぞれのケアプラン件数の目安を1月 40 ケース（介護予防 0.5 を含む）ほどとし、特定事業所加算体制を維持する。※平成29年度約37ケース
- ・ご利用者アンケートを実施し利用者による評価を受ける、内外の研修に積極的に参加すること等により、個々のケアマネのスキルを向上させ、利用者サービスを充実させる。

II. 職員待遇に関する計画

- ・当分の間、常勤3名体制（管理者兼主任介護支援専門員1名、介護支援専門員2名）とする。
- ・内部コミュニケーションの充実を図る（居宅ケース会議の開催を継続する）。

III. 他部門・他事業所との連携を強化する

- ・飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター（地域包括支援センタ）との連携を強化することはもちろん、他の地域包括・居宅介護支援事業所との連携を密接にし、互いに顔の見える関係を構築する。

*定例会議にてケース検討等話し合い（ケアマネ会議・在宅サービス担当者会議）

*困難ケース対応（受け入れ・支援）の相談

*ケアマネ支援講座等への参加

- ・飛鳥晴山苑の居宅部門（デイサービス、ショートステイ、訪問看護）との連携・協力体制を深める。

IV. 研修計画

北区健康福祉部介護保険課主催研修、各団体主催研修（認知症／ケアマネスキルアップ等）、地域包括主催研修、北区認定調査員研修、コンプライアンス研修、介護福祉士等、介護保険施設の職員としての専門性を高める各種研修、教育に力を注ぐ。

《訪問看護ステーション飛鳥晴山苑》

I. 運営の方針

- ①24時間365日、療養生活と在宅看取りの支援を行う。
- ②赤ちゃんからお年寄りまで、地域の中でその人らしく、よりよく生きることを支援する。

- ③訪問看護を必要としている方が、必要としている時に、質の高い看護サービスを提供する。
- ④地域ネットワークを大切にし、在宅ケアシステムの構築を図る。
- ⑤退院調整会議への参加。病態変化が見込まれる利用者へのスムーズな特別指示書発行体制の確立。
- ⑥状態に応じた訪問時間・回数の提案
- ⑦飛鳥晴山苑のショートステイ利用等を視野に入れたご利用者対応。
- ⑧30分未満・1時間未満・1時間30分未満等の合理的な配分を考慮する。
- ⑨緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア等の加算率向上を図る。
- ⑩苑内他の事業所との関係を緊密にし、互に顔の見える関係性を構築する。
- ⑪学習会、家族介護者教室等の開催を通じて当苑のPRを積極的に行う。

II. 職員体制

- センター長 正看護師（1名）
- 正看護師（常勤換算約10名）
- 常勤OT 1名、常勤PT 2名。
- 非常勤事務員 1名
- 常勤看護師の安定確保が課題

<コンプライアンス活動計画>

- I. 社会福祉法人が運営する事業にとって、法令の遵守は最重要の任務であると認識し、介護保険法の設置基準、運営・人員配置の基準、加算の用件など、さまざまな法令についての学習・検討会を開催する予定である。
- II. 30年度も引き続いだり、身体拘束廃止委員会活動（年4回開催）を始め、虐待等の人権、権利擁護についての勉強会の実施（随時）、事故・苦情等への迅速な対応にも取り組んでゆく。

<職員の健康管理>

- I. 定期健康診断とインフルエンザ予防接種の実施（職員健診の援助とその結果に対する適切な健康指導）
- II. 産業医と連携をとりながら、日常における保健指導とメンタルヘルスに関する健康相談の強化（ストレスチェックの実施と細やかな対応）
- III. 腰痛防止のためのノン・リフト介護の可能性を探る。

<修繕計画>

- I. 省エネ型の空調システムやLED照明等への改修の検討。数年後の大規模・中規模修繕のための引当金等の準備をする。
- II. 設備保守のため床ワックスがけ等を適時施行
- III. 運営に関する備品・設備の定期確認に伴い補修整備の実施
- IV. 省電力対策のために、東京ガス等、新電力システムの導入を図る。
- V. 敷地内緑化の推進

<防災計画>

- I. 北区消防署との連携を取り、年間数回の防災、避難訓練を実施する。
- II. 施設内に防火管理委員会を組織し、防災・避難訓練の計画、防災上のさまざまな課題について検討する。
- III. H23年3月11日の大災害の経験を踏まえ、防災拠点・2次避難場所としての役割を、絶えず明確にしておく。
- IV. 防災協定を締結した地元自治会との協力関係を深める。

<資金収支予算書>

別紙参照